

## 第 7 7 回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時：令和元年 1 0 月 2 8 日

開会 午後 1 時 0 0 分

○事務局 お待たせいたしました。ただいまから、大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様方には何かとお忙しい中、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私、本日の司会を務めます経済戦略局産業振興課担当係長の宮上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本審議会の委員数は 9 名でございますが、現在 6 名の出席がございますので、審議会規則第 7 条第 2 項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

本日の審議会は本店立地法に基づき届出がありました新設案件 3 件について審議をお願いいたします。なお、配付資料ですが、会議次第、配席図、委員名簿、大阪市意見（案）についての計 4 種類。加えて、傍聴の方には傍聴の際の注意事項、大規模小売店舗出店のルール及び審議案件に係る届出要約書を配付させていただいております。不足等はございませんでしょうか。

また、A 4 横のパワーポイントの紙資料は、前に映すものをプリントアウトしたものでございます。ご参考にお使いください。傍聴の皆様には先にお配りしております注意事項に従い、円滑な審議の運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するなど、審議の妨げにならないよう御協力を申し上げます。

それでは加藤会長、ご審議の進行をよろしくお願いいたします。

○加藤会長 皆様、ご多忙の中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

本日ご審議いただきますのは、新設案件 3 件ということで、議事の進め方としましては、次第に従いましてお諮りしたいと思います。

それでは、議事（1）①「（仮称）大阪 M プロジェクト」の新設に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局 よろしくお願いたします。

それでは、「（仮称）大阪 M プロジェクト」についてご説明いたします。

本件は、Osaka Metro 心斎橋駅から南へ 2 4 0 メートルの中央区心斎橋 2 丁目 1 番に小売店舗を新設するとして、届出があったものでございます。店舗面積は 1, 2 5 0 平方メートル、設置者と小売業者ともにルイヴィトンジャパン株式会社となっております。主として販売するものは、かばん、靴、時計、宝飾品、衣服等です。用途地域は商業地域、建物構造は鉄骨づくり、地下 1 階地上 7 階、平成 3 1 年 3 月 2 7 日に届出があり、令和 2 年 1 月 1 5 日に新設予定でございます。敷地周辺の状況としましては、まず計画地全体を南西角から写した写真です。

次に、東側道路から南方向への写真です。

同じく、東側道路から北方向への写真です。

次に、北方向から西への写真です。

同じく、北側東方向への写真です。

次に、西側道路から南方向への写真です。

同じく、西側道路から北方向への写真です。

次に、南側道路から東方向への写真です。

同じく、南道路から西方向への写真です。ちょうど御堂筋の角地に当たる場所に設置されます。

次に、施設の配置に関する事項についてですが、各施設の場所について、平面図でご説明いたします。建物1階に荷さばき施設が33平方メートル設置されます。建物地下1階に廃棄物等保管施設は、一般廃棄物3.8立方メートル、再生利用対象物5.5立方メートル、保管容量合計9.3立方メートルが設置されます。駐車場は3台、全体収容台数としては7台ですが、届出として3台、そして自動二輪車2台を確保しております。建物屋上には、駐輪場93台のうち5台を原付として確保しています。自転車は1階にある通路からスタッフが専用エレベーターで駐輪場まで運びます。以上、施設配置に対してまとめた表となります。

次に、施設の運営方法に関する事項について、ご説明いたします。小売店舗の開閉店時間ですが午前11時から午後9時となっております。来客用の駐車場利用時間は、午前10時45分から午後9時30分となります。駐車場の出入口は建物南側に1カ所ございます。荷さばきを行うことができる時間帯は午前6時から午前10時45分までとなっております。駐車場、搬入車両の出入口付近の状況といたしまして、南側出入口の前の道路より、左折イン、左折アウトが基本となっております。ただし、日曜・祝日並びに1月2日、3日については、自動車道路進入規制がありまして、13時から17時まで左折イン、右折アウトとなります。

次に、建物店舗部分を平面図でご説明いたします。建物は地下1階地上7階建てで、店舗面積は1階に321平方メートル、2階に258平方メートル、3階に316平方メートル、4階に355平方メートルでございます。5階が催事場、6階はその吹き抜けとなっております。

そして、7階に飲食店舗、屋上が駐輪場スペースとなっております。駐車場における必要駐車台数ですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めますと14台となります。これに対し、届出台数が3台となっておりますが、既存の類似店舗の実績調査に基づいて算出した必要台数が3台となっており、必要駐車台数を満たしております。来客の自動車の来退店経路は、次のとおりでございます。なお、交通量調査の地点Aの開店後の混雑度は基準の1.0を下回っておりまして、また地点Bにおいて、開店後の交差点飽和度は、全て基準の0.9を下回っております。

続いて、騒音関係について申し上げます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、午前10時から午後9時となっております。発生騒音の予測評価について、予測地点の設定ですが、店舗周辺4方向4地点に設定しております。各地点については、次のとおりで、まず北側の予測地点A。次に東側の予測地点B。次に南側の予測地点C。次に西側の予測地点Dは御堂筋を挟んで向かいの道路となっております。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果は、全ての値において環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果につきましても、規

制基準を満たしております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測廃棄量6.1立方メートルに対して、保管容量が9.3立方メートルと保管容量を満たしております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。お手元の「大阪市意見（案）について」をご覧ください。届出の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成31年4月12日から令和元年8月13日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。なお、本届出に関して本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の資料のとおり、市意見案につきましては、意見なしとの取りまとめを行っております。付帯意見としましては、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持運営に努めること。当該店舗の設置者は地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して、適切な対応に努めること。交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議調整し、生活環境の保持に努めること、以上3点を取りまとめしております。以上でございます。

○加藤会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。住民説明会はお手元の資料を見ればわかるということなんですね。

○事務局　説明会では、駐輪についてのご質問が出ていたようでございます。あとは、建築工事のスケジュールについてということでございます。先ほど申し上げましたが、1階から屋上までの自転車置き場には、従業員があげて、また降ろしてこられるとお聞きしています。自動車については7台のうちの3台が来客用ですが、他に飲食店が入るので、その分もプラスして店舗用として7台は確保されているとお聞きしています。既存類似店舗の実績調査といいますのは、ヒルトンホテルに入っているルイヴィトンのお店ですとか、この少し北に店舗をお持ちですので、そういったところの実績調査に基づくとお聞きしております。

○加藤会長　自転車についてもスタッフの方が屋上まで持って行って、それでまた持って降りて来てと、車の場合も同じですか。

○事務局　車も同じように預かるとお聞きしています。

○佐藤委員　東側に通路のような道があるようですが、この道はどのような位置づけの道路になるのでしょうか。敷地外にはなるのですか。

○事務局　建物と建物の通路です。

○佐藤委員　本計画の敷地内ではなくて、敷地外ですか。

○事務局　敷地外になります。

○佐藤委員　わかりました。もう既に自転車がたくさんあります。

○事務局　店舗と店舗の境界でしょうか。道路というか隣のビルとの間の通路で奥まで通り抜けもできます。

- 山本委員 私有地と私有地が接地しているだけで、建築基準法の道路が通っているというわけではないという意味ですかね。
- 吉川委員 要するに公道じゃない。
- 事務局 私道ではないかということでございます。
- 事務局 おそらく公道ではないです。民間の土地というか民地になると思います。道路ではございません。
- 吉川委員 もろもろの計算は道路だと思って計算をしているのですか。
- 事務局 すみません、どういった計算というお話でしょうか。
- 加藤会長 騒音についての計算ですね。
- 事務局 道路の向かい側にある隣のビルのところで測定されています。
- 加藤会長 そこで測ったことになってるので、騒音上は問題ないと思うのですけれども。もう既に自転車とがとまっている。これは、何なのかなど。
- 事務局 今計画している横に普通のビルがあるので、その従業員のの方が置いているようです。
- 加藤会長 なるほど、少なくとも計画地側はなくなるということですよ。
- 事務局 はい。今計画地側に塀があるので、そこにも置かれているのではないかと考えられます。
- 山本委員 今回自動車の駐車場につきましては、既存類似店舗の実績調査に基づいて、本来の計算より少なくしていますが、駐輪場についてはそういう扱いというのはできないのですか。
- 事務局 駐輪場については、そういうことはなく、全部屋上階に台数を確保させていただいております。
- 山本委員 今までの審議の中でも、ほとんど徒歩でしか来ないのですけれども、規定上駐車場を確保しなければならないとか、駐輪場を確保しなければならないというような規定があるので、そういう意味では有効利用が実際のところできていないという部分もあるとは思っているんです。駐輪場も今回、屋上については、結構緑地部分も設けていると思いますし、例えば、ルイヴィトンであればなかなか自転車で買い物に来る方が93台来るというのは、あまり想定しにくいので、少しそういう部分が大阪市のほうで、自転車についても同じように台数を制限することによって、その部分を緑地に変えとか、そういうことができていったほうがまちづくりにはいいのかなという気がします。
- 事務局 今いただきました意見についてまた自転車担当と、意見交換させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
- 加藤会長 ほかにご質問はよろしいでしょうか。特にご質問ないようですので、この案件につきまして、委員の皆様から、ご意見、ご質問をいただきましたが、届出上は法の趣旨に従い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして、取り扱ってまいりたいと考えますが、事務局から説明のありました付帯意見3点、これを付帯意見として、申し添えたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、当審議会における意見は有しないものとして付帯意見を申し添えるということにしたいと思います。

続きまして、議事(1)の②「(仮称)イオン野田海老江ショッピングセンター」の新設に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「(仮称)イオン野田海老江ショッピングセンター」の新設について、ご説明いたします。本件はJR東西線海老江駅から北へ240メートルの福島区海老江1丁目1番9に小売店舗を新設するとして、届出があったものでございます。店舗面積は2,566平方メートル、設置者はイオンリテール株式会社、小売事業者はイオンリテール株式会社となっております。また他に、一部未定の店舗が入るというものでございます。主として販売する物品は、食料品、日用雑貨、衣料品です。用途地域は商業地域及び準工業地域、建物構造は鉄骨づくりの地上2階建て、平成31年4月24日に届出があり、新設予定日が令和元年12月25日となっております。敷地周辺の状況として、まず店舗全体を南西の角から写した写真です。

次に、北側道路から東方向へ向かっての写真です。

同じく、北側道路を西方向への写真です。

次に、西側から南方向への写真です。

次に、東側から南方向への写真です。

次に、西側道路から北方向への写真です。

次に、南側から東方向への写真です。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。駐輪場が158台、うち原付が8台設置されます。荷さばき施設は51平方メートル設置されております。廃棄物等保管施設は一般廃棄物11.1立方メートル、再生利用対象物12立方メートルの保管容量全体で23.1立方メートルが設置されております。駐車場は全体の収容数としては71台保有しておられますが、そのうち57台が届けられております。自動二輪車は1台設置されております。以上、施設配置について、まとめた表となります。

次に、施設の運営方法に関する事項について、ご説明いたします。小売店舗の開閉店時間は24時間、来客用の駐車場利用時間も24時間となっております。駐車場の出入口は1カ所、出口が1カ所、荷さばきを行うことができる時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。駐車場の出入口周辺の状況といたしまして、西側の出入口についての写真ですが、出入口前の道路より左折イン左折アウトとなります。また、北側出口は左折アウトの出口のみとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について、ご説明いたします。建物は地上2階建てとなっており、店舗面積は1階に1,974平方メートル、2階に592平方メートルの合計2,566平方メートルとなっております。駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要台数を求めると、88台となります。これに対し、届出台数は57台となっておりますが、既存類似店舗実績に基づく必要台数の算出を行った

結果、店舗規模や立地条件等が類似した既存店舗の実績より算出した店舗は57台となり、必要駐車台数を満たします。来客の自動車の来店経路はごらんとおりです。

なお、交通量調査の地点1から6において、開店後の交差点飽和度は全て基準の0.9を下回っております。

続いて、騒音関係について申し上げます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、24時間となっております。発生騒音の予測評価について、予測地点の設定は店舗周辺4方向4地点設定しております。各地点次のとおりでございます。まず、北側の予測地点A。次に東側の予測地点B。次に南側の予測地点C。次に西側の予測地点D、そしてD'は夜間の予測地点となっております。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は全ての値において、環境基準を満たしております。

また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、全ての値において規則基準を満たしております。

続いて廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が12.2立方メートル、それに対しまして、保管容量が合計23.1立方メートルの保管容量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本紙意見案の検討状況について、ご説明いたします。お手元に大阪市意見案をつけておりますが、届出の縦覧及び住民等意見書の受付について、令和元年5月17日から令和元年9月17日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。なお、本届出に対して、大阪市関係局で構成します大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要など、交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元のとおり、市意見案につきましては、意見なしとの取りまとめを行っております。ただし、付帯意見としまして、4点加えておりまして、新設においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持運営に努めること。当該店舗の設置者は地域社会の一員としての社会的責任を十分に自覚し、周辺地域の生活環境保持のために指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して、適切な対応に努めること。交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議調整し、生活環境の保持に努めること。そして騒音について、予測地点の中に予測結果が評価基準と同値の地点がありましたので、騒音についての予測地点の中には予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって、事業の実施に当たっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。また、深夜営業については、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮されたい、との取りまとめを行っているところでございます。以上でございます。

○加藤会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明に関しまして、委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

○佐藤委員　　計画地の西側の角地部分の具体計画がもしわかっているなら教えてください。

○事務局　　こちらは、これより先に審議いただきましたレクサスの店舗がちょうど同時に

建設中になっております。

○佐藤委員 両方とも低層系の土地利用をされているということですね。

○事務局 そのすぐ南側に高層のマンション群が建設されておりまして、そちらとも合わせての開発になっております。すぐ南側の高層マンションはほぼ建築が終わって、少し前から入居されているようです。

○加藤会長 C地点は、マンションになるんですか。

○事務局 そうですね。マンションの17階建ての一角にC地点が設定されています。

○加藤会長 わかりました。ありがとうございます。これは、マンションは別の事業者が開発ですよ。

○佐藤委員 一番騒音の予測結果が厳しい東側にはどのような建物がありますか。

○事務局 こちらも別の9階建てのマンションが建設予定となっております。敷地の東側が10階や9階のマンション、南側は東から西にずっとマンションが隣接して建っているような地域になっております。

○加藤会長 ここに入居される方にとっては、例えばスーパーとかというのは、非常に便利だと思うのですが、周辺には幾つかあるのですか。

○事務局 JR海老江の駅のところにも同じくイオンの店舗がありますが、それとまた趣の異なる形で計画されているようにお聞きしておりますのと、子育ての施設等といった施設の利用も考えられていらっしゃるようです。

○加藤会長 それは、建物のどの辺を想定されるのですか。

○事務局 2階です。

○加藤会長 2階のどこかですね。

○事務局 16ページの店舗以外の青い部分のどこかに0歳から2歳までの保育所を設置される予定で、来年の4月のオープンを予定されておられます。あと、店舗ではありませんが、キッズ教室のようなものも設置されるとお伺いしております。

○佐藤委員 南側のマンションから、この施設に入ろうと思うと、道路をぐるっと西を回るとのこと。敷地を南から入るといことは、想定されていないわけですね。車道から入ってくるということはあるのですか。西側の車道から歩行者が入るとい。

○事務局 歩行者の通路は確保されて、自動車と歩行者の通路は異なっております。

○加藤会長 これは、今のところでいくと、南側から入ってくる場合には、自動二輪車か、自転車はどこから入るのかな。

○事務局 北側からは普通に入ってくるような形にはなっておりまして、西側からも歩行者通路を歩いて入ることは可能だと聞いております。赤い部分が駐輪スペースになっております。

○加藤会長 南側から侵入できるということですか。

○事務局 西から入ってくるか、北から入ってくるか、どちらかになります。ちょうど左側のブルーのところは物販ではない例えば飲食とか、そういうものが入る予定となっております。

○加藤会長 なるほど。マンションの一番東側の人は、ずっと歩いてきて、ここから入る

ということですね。南側の道路というのは、簡単に横断できるようなところではないんですよ。

○事務局 マンションのところには柵がありましたので。

○加藤会長 そうか、柵があるんだ。

○事務局 南側のマンションとの間には、4の地図でいう、一番下の赤いラインのあたりは柵になっています。マンションの敷地との境界は背の高い柵がつけられています。マンションのほうも、西側の入口から入って、立体駐車場に入っていくような通路になっていたと思います。

○加藤会長 なるほど。

○吉川委員 入店経路なんですが、中海老江から迂回して、この図で地点2通って、地点1を通って入ってくると思うのですが、この辺ややこしいのは知っていて、どういう交通処理しているのか、よくわからないのですが。地点3から地点4を通って、北向きに走って、右折インという通行経路はあり得るのでしょうか。やろうと思ったらできるのであれば、何らかの誘導がないと、南側から来て右折インしそうなんですけど。

○事務局 分離帯はなかったと思います。

○吉川委員 地点3は信号があって、右折できるのですよね。何て書いてあるのかな。野田阪神北と書いてある。

○事務局 南から来た場合ですか。

○吉川委員 そうです。

○事務局 右折はできます。

○吉川委員 右折はできて、地点3、地点4経由してくる可能性もありますよね。

○事務局 分離帯はないです。

○吉川委員 一般にうまく左折イン・アウトするために、これまでの事例では迂回をしてもらうときには、何らかの周知徹底があったような気がするのですが。今回、大丈夫ですかね、ということですか。

○事務局 届出の中では、来店の経路を知らせる方法として、案内表示の設置、店舗ウェブサイトへの案内掲載とか、チラシの配布等はするというにはなっております。

○吉川委員 ごめんなさい、届出事項の6番のところを見落としていたので、申し入れておられるので大丈夫なのかと。

○事務局 何か申し添えなくてよろしいですか。

○吉川委員 そこは、委員長の判断で。

○加藤会長 計画された入退店経路を徹底するように。

○吉川委員 口答ででも。

○加藤会長 口答で。

○事務局 そうですね、説明会でもその質疑は出ているようですので、改めて申し添えさせていただきます。

○加藤会長 じゃあ口答ということですか。

○吉川委員 お願いします。



○加藤会長　ほかに。よろしいですか。

それでは、この案件につきましては、委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴しましたが、届出上は法の趣旨、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からは、意見は有しないものとして取り扱ってまいりたいと思いますが、先ほど事務局から説明がありました、付帯意見4つ、それから先ほど吉川委員から提案がありました口頭での確認ということですが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長　ありがとうございます。

それでは、そのように申し添えることにしたいと思います。

議事の①の3です。「(仮称)ライフ南堀江店」の新設につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局　それでは、「(仮称)ライフ南堀江店」の新設について、ご説明いたします。本件は阪神なんば線桜川駅から200メートル北へ上がりましてところの西区南堀江3丁目17番8に小売店舗を新設するとして、届出があったものです。店舗面積は3,500平方メートル、設置者、小売業者ともに株式会社ライフコーポレーションとなっております。主として販売する物品は食料品、衣料品、生活関連品等です。用途地域は商業地域、建物構造は鉄骨づくりの地上2階建て。令和元年5月13日に届出があり、新設予定は令和2年1月14日となっております。敷地周辺の状況としまして、まず計画地全体を南西側から写した写真でございます。

次に、北側道路から東方向への写真です。

同じく北側道路から西方向への写真です。

次に、西側道路から北方向への写真です。

同じく西側道路、南方向への写真です。

次に、東側から南方向への写真です。

次に、南側道路から東方向への写真です。

同じく南側道路から西方向への写真です。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。駐輪場は96台、うち原付が5台設置、自動二輪車は2台設置されております。荷さばき施設は65平方メートル設置されております。廃棄物等保管施設は一般廃棄物15.5立方メートル、再生利用対象物5.9立方メートルの合わせて21.4立方メートルが設置されます。駐車場として、建物屋上階に44台、全体収容台数としては54台ですが、そのうち44台が届け出られております。以上をまとめた表となります。

次に、施設の運営方法に関する事項についてご説明をいたします。小売店舗の開閉店時間ですが、午前7時から翌午前2時となっております。来客用の駐車場の利用時間帯は午前6時30分から翌午前2時30分となっております。駐車場の出入口は敷地北側に設けられております。荷さばきを行うことができる時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。駐車場の出入口付近の状態ですが、北側の出入口付近の写真です。前の道路から左折イ

ン左折アウトとなっております。同じく搬出車両に使用します西側出入口の写真です。こちらも前の道路より、左折イン左折アウトとなっております。

次に、届出の添付書類の概要について、ご説明いたします。建物は地上2階建てとなっており、店舗面積は1階1,770平方メートル、2階に1,700平方メートル、屋上階に30平方メートルの合計3,500平方メートルとなっております。駐車場における必要台数ですが、当店舗における各値から指針に基づく必要台数を求めると、44台となります。これに対し、届出台数が44台ということで、必要駐車台数を満たしております。来客の自動車の来退店経路は次のとおりでございます。なお、交通量調査の地点A、Bにおいて、開店後の交差点飽和度は、全て基準の0.9を下回っております。

続いて、騒音関係についてですが、騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、次のとおりでございます。発生騒音の予測評価について、予測地点の設置は店舗周辺に4方向4地点設置してありまして、各地点、次のとおりでございます。まず、北側の予測地点A、次に東側の地点B、次に南側の予測地点C、続きまして西側の予測地点Dでございます。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から翌午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、全て環境基準を満たしております。

また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、こちらも全て規制基準を満たしております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量16.5立方メートルに対して、21.4立方メートルが確保されております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況について、ご説明いたします。お手元の「大阪市意見（案）について」をごらんください。届出の縦覧及び住民等意見書の受け付けについて、令和元年5月24日から9月24日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。なお、本届出に関して、本市関係局等で構成します大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要や交通関係、騒音廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別表のとおり、市意見案については意見なしと取りまとめております。

ただし、付帯意見としまして、こちらも4点つけさせていただきます。新設後においても、対応策の前提として行った調査、予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても、適正な配慮をして、店舗の維持運営に努めること。当該店舗の設置者は地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して、適切な対応に努めること。交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。加えて騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって、事業の実施に当たっては、周辺的生活環境の悪化防止等により一層の配慮を行うことが望ましい。また、深夜営業に関しては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮されたいとの取りまとめを行っているところでございます。以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴

したいと思います。

○吉川委員　　ここはライフなので、ある意味あまり遠くから車で来る人は普通の店に比べたら少ないのかなとは思っていますが、住民説明会でもかなり地元の方が心配している点は、地元の感覚として尊重しなきゃならないと思うので、やはり入店に関しては、南堀江公園通からの右折インをしないよう、それから出店後、南側の道を通らないよう、何かしらの施策をお願いしたいと思います。

○事務局　　来店者には出入口を明示する看板をつけたり、来店経路等をチラシ等の配付で誘導するとなっております。南側も確かに、北側とか西側の道路に比べて、少し道路幅が狭いかなというところではございます。保育所等があるので、気にされているかと思うのですが。通るなというのは、なかなか申し上げにくい部分ではあります。できるだけ来退店経路については、こちらに届出いただいた内容に沿って誘導をしていただくようにお伝えすることになると思います。

○吉川委員　　新なにわ筋とあみだ池筋とかなり近い。だから逆に言えば、あみだ池筋へ行く人も新なにわ筋を通して、どこかで曲がることもできるのか。

○加藤会長　　計画されている来退店経路というのは、できるだけ周辺の歩行者の安全を配慮したものになっているわけです。

○事務局　　そのように協議をされていると考えております。

○加藤会長　　実際に車を運転する人は必ずしもそういう配慮をせずに動く可能性があるもので、その点は吉川委員がおっしゃるように、計画されている入退店経路が徹底されるようにということを改めて確認してください。

○事務局　　重ねて、そうした誘導を徹底するよという口答で申し添えさせていただきます。

○加藤会長　　審議会の中で、そういう懸念される発言もあったということ、改めてお伝えしてください。

○事務局　　きちんと説明させていただきます。

○加藤会長　　ほかに。この辺のマンションが林立しているというか、どんどんできていくところなんでしょうね。

○事務局　　そうですね。かなり多いと思います。実は、この店舗の道路を隔てて、すぐ西側にも関西スーパーがありますが、需要が見込まれるということで、出店されるのかと思います。皆さん心配されている南側の道路のところにも、マンションの1階部分を活用する形で、保育施設があり、結構マンション等の人口が伸びている地域かなと思います。

○加藤会長　　堀江地区というと、あまりスーパーマーケットがなかったですね。そういう意味では、利便施設であることは間違いない。ただし安全というのが非常に重要なことですので、その点は改めて注意を喚起するということです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この案件につきましても、委員の皆様からいろいろご意見、ご質問をいただきましたが、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からは、意見は有しな

いものとして取り扱ってまいりたいと考えますが、事務局から説明のありました付帯意見4点、それと口答での確認ですね。これを添えるということにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長　ありがとうございます。

それでは、そのようにして、当審議会における意見は有しないものとし、付帯意見並びに口答での確認、これを申し添えるということにしたいと思います。

市長から依頼のありました新設案件3件についての調査審議は以上で終了したいと思えます。市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますが、文書内容につきましては、事務局と私にご一任いただけますでしょうか。

それでは、ご一任いただき、必要な手続をとってまいりたいと思えます。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、審議会は閉会といたします。進行にご協力、どうもありがとうございました。

○事務局　会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様方には本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

これをもって、本日の審議회를終了いたします。

この後、事務連絡をいたしますので、少しお待ちください。

**閉会　午後2時01分**